6　前項各号に掲げる書類のうち、申請者が、法の規定による許可等の申請又は届出に関し、当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、添付することを要しない。

第九十三条を次のように改める。

（配置販売業の許可の申請）

第九十三条　配置販売業の許可を受けようとする者は、別記様式第三十九号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が、法の規定による許可等の申請又は届出に関し、当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りでない。

一　申請者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

二　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が法第五条第三号イからホまでのいずれかに該当することの有無を明らかにする書類

三　申請者が自らその配置販売業の業務を実地に管理する場合にあっては薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し、区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者を置く場合にあってはその者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び申請者とその者との関係を証する書類

四　区域管理者以外に配置販売業の業務に係る都道府県の区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合にあっては、その者の薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び申請者とその者との関係を証する書類

第九十四条第一項中「法第二十四条第一項の規定による卸売販売業の許可の申請は、第九十二条第一項及び第二項」を「卸売販売業の許可の申請については、前条」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

前条第一項	別記様式第三十九号	別記様式第四十号
前条第二項	区域管理者（法第三十一条の二第二項に規定する区域管理者	営業所管理者（法第三十五条第二項に規定する営業所管理者
	区域管理者以外	営業所管理者以外
	業務に係る都道府県の区域	営業所

第九十九条中第七号を第十一号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　店舗販売業にあっては、店舗において販売し、又は授与する医薬品に係る第九十二条第三項各号に掲げる区分

十　店舗販売業にあっては、店舗において特定販売を行う場合には第九十二条第四項各号に掲げる事項

第九十九条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　店舗販売業にあっては、法第三十六条の十第五項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先

六　配置販売業にあっては、法第三十六条の十第七項において準用する同条第五項の相談に応ずる電話番号その他の連絡先

第百条中「第二十六条第二項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改め、同条第六号中「（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第一項の農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。）」を削る。

第百一条第一項中「第二十六条第二項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を行うための体制を備えていること。

第百一条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百二条中「法第二十八条第二項に規定する」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（店舗販売業者の遵守事項）

第百二条の二　法第二十九条の二第一項の農林水産省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、次条から第百五条までに定めるところによる。

第百四条の次に次の五条を加える。

（医薬品の譲受及び譲渡に関する記録）

第百四条の二　店舗販売業者は、医薬品を譲り受け、又は医薬品を薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者若しくは飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者に販売し、若しくは授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

一　譲受し、販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量

二　その医薬品を譲受し、販売し、又は授与した年月日

三　譲渡人又は譲受人の氏名又は名称及び住所

2　店舗販売業者は、医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

一　販売し、又は授与した医薬品の品名及び数量

二　その医薬品を販売し、又は授与した年月日

三　法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供を行った薬剤師又は登録販売者の氏名

四　購入し、又は譲り受けようとする者が、法第三十六条の十第三項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

（要指示医薬品の販売）

第百四条の三　店舗販売業者は、要指示医薬品（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十九条第一項の農林水産大臣が指定する医薬品をいう。以下同じ。）を販売し、又は授与しようとするときは、あらかじめ、要指示医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付又は指示を受けたか否かを確認しなければならない。ただし、法第三十六条の三第二項に規定する薬剤師等に販売し、授与するときは、この限りでない。

（使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止）

第百四条の四　店舗販売業者は、その直接の容器又は直接の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品を、正当な理由なく、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列し、又は広告してはならない。

（競売による医薬品の販売等の禁止）

第百四条の五　店舗販売業者は、医薬品を競売に付してはならない。

（店舗における医薬品の広告）

第百四条の六　店舗販売業者は、その店舗において取り扱う医薬品について広告をするときは、当該医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者又はこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用した者による当該医薬品に関する意見その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2　店舗販売業者は、医薬品の購入又は譲受の履歴、ホームページの利用の履歴その他の情報に基づき、自動的に特定の医薬品の購入又は譲受を勧誘する方法その他医薬品の使用が不適正なものとなるおそれのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。